

件名：平成24年度世界食料需給動向等総合調査・分析関係業務
(アジア地域における食料需給現地情報収集・分析業務)

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

仕 様 書

1. 件名

平成24年度 世界食料需給動向等総合調査・分析関係業務（アジア地域における食料需給現地情報収集・分析業務）

2. 事業の目的

世界の食料需要は、世界人口の増加、中国等の急激な経済発展、所得の向上に伴う畜産物等により食用需要は増大し、バイオ燃料の需要増大による非食用需要も増大している。需要を満たすために農地面積や単位面積当たりの収量の増加が図られているが、制約を受けている地域もあり、地球規模の気候変動の影響等もあることから、今後の食料供給に関心を持っている。

また、2011年7月にはロシア等では小麦等、穀物の輸出が再開され、世界的な需給は緩和基調にあるが、過去には主要な生産国による輸出規制が国際価格の上昇へとつながり、投機筋による穀物市場への投機資金流入が価格高騰に拍車をかける事態となったことから、今後も同様の事態が起り得る可能性があるため、動向について注視している。

この事業では、主要生産国での天候を要因とした作付けの遅れや生育の阻害及び経済動向等により、国際的な食料需給が非常に不安定な状況になることから、世界各国の食料需給に係る様々な動きに関する現地情報をタイムリーに収集・調査・分析し、我が国の食料安定供給に資することを目的としている。

3. 事業の内容

本事業は、アジア地域（インド、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア）の食料需給動向等について、請負者が農業等に係るコンサルタント業務を行う事業所等（請負者の支社・支店等の他、再請負先、農業アドバイザー等の個人を含む。以下「現地事業所等」という。）を活用し、情報収集、調査、分析を行い月別レポートを作成するとともに、適宜現地調査を実施し情報の検証・補完を行う。また、必要に応じて緊急レポートも作成する。業務の仕組みは別紙参照。

なお、現地事業所等においては、現地の農作物等の生産、需要、国内価格の動向及び

経済動向等に伴う現地の経営状況の変化に加え、政策的な情報（輸出規制、価格政策、備蓄政策等食料安全保障に係わる情報）に関する情報などの収集・分析を実施する。

(1) 食料需給動向等の情報収集、調査、分析及びレポート作成

① 月別レポートの調査内容及び報告

(ア) 月別レポート国別対象品目

地域	国別	小麦	米
アジア	インドネシア	—	○
	インド	○	○
	タイ	—	○
	ベトナム	—	○
	フィリピン	—	○

(イ) 月別レポート等の情報収集・調査・分析内容

- 現地の農作物等の生産等に関する情報（作付動向、品質、作柄、収量予測、降雨量等の気象状況等）
- 現地の農作物等の需要に関する情報（食料需要、飼料需要、バイオ燃料原料需要、輸出入需要等の動向等）
- 国内価格の動向等に関する情報（国内市況、資材価格、価格変動要因等）
- 経済動向等に伴う現地の経営状況の変化に関する情報（資金・資本の手当（国内・海外）、経営の拡張等）
- 写真等の画像による情報収集
 - a) 干ばつや洪水等による農作物被害状況、食料に関する抗議行動等、可能な限り収集する。
 - b) 各品目の生育ステージごとに画像を収集。
 - c) a)及びb)について、著作権等の取り扱いについて明確にする。

(ウ) 月別レポートの作成・報告

国別・品目別の調査内容等については、可能な限り地域別統計データなどの定量的な情報収集に基づき、変動要因等について定性的な分析を加え、月別レポート（対象期間は主に報告月の前月から報告月の上旬）として取りまとめる。

なお、4月の月別レポートについては、主に公表データを用いて取りまとめてもよい。

月別レポートは、磁気媒体により報告（現地事業所等から英文等で請負者に報告された場合は、原本及び翻訳したものを当省担当者に報告。）する。

なお、月別レポート提出後、現地の状況確認のため、当省担当者が請負者に電話又は電子メールで随時問い合わせを行うことがある。

② 緊急レポートの作成・報告

(ア) 国際的、あるいは当該国の食料需給に重大な影響を及ぼすと判断される事象が発生した場合や、当省担当者が緊急に情報の把握・分析が必要と判断した事象について、直ちに事象の概略を緊急レポートに取りまとめる（現地報道状況等を含む）。

例) ・農家、港湾労働者等のストライキなどによる供給の停止

- ・自然災害や修繕などによる輸出港湾機能の停止
- ・大規模な生産地域の天候被害や病害など
- ・今後の国内農業規模や貿易相手国に影響を与える可能性があると思われる動き

注：緊急レポートの対象範囲は食料全般であり、月別レポートの対象品目以外の品目についても可能な限り対象とする。

(イ) 緊急レポートの報告は磁気媒体により行い、可及的速やかに提出する（現地事業所等から英文等で請負者に報告された場合は、原本及び翻訳したものを当省担当者に報告。）。

③ 請負者による現地調査

(ア) 現地事業所等から得た情報の検証及び補完を行うことを目的として現地調査を行う。なお、年度当初に2ヶ所程度の現地調査計画を作成するが、複数国に及ぶことがある。

(イ) 現地調査は、食料需給に重大な影響を及ぼすと判断される事象が発生した場合や現地事業所等が収集・分析した情報の検証、あるいは当省担当者が緊急に情報の把握・分析が必要と判断した場合を優先することから、事業の当初計画

の見直しもあり得る。

(ウ) 現地調査の日程、調査項目、調査箇所、訪問先等については、事前に当省担当者と協議する。なお、必要に応じ農林水産省職員も同行する。

(2) 報告書の納期

① 月別レポート

平成24年4月から平成25年3月までの間、月別レポートを毎月18日までに報告する。

② 緊急レポート

随時報告する。

③ 現地調査報告書

帰国日の翌営業日から15日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に報告する。

(3) 事業実施期間

契約締結日から平成25年3月22日までとする。

4. その他

(1) 請負者は完了した業務について、発注者が命じた検査のための職員による検査に合格したときは、代金を請求するものとする。

ただし、3. 事業の内容において、内容が変更となる場合は、経費内訳書（様式任意）及び支出額が確認できる書類を提出して請求すること。この場合、請負代金の支払額は、本事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

(2) 成果品等に著作権・利用権が生じる場合は、その権利は農林水産省に帰属するものとする。